

## 令和4年度港区児童福祉施設等指導検査実施方針

### 1 基本方針

児童福祉施設等の社会的養護の下で育つ子どもたちは、年々増加しており、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な問題を抱えたり医療や療育上の個別的ケアが必要な児童等が増えている。

こうした中で、児童福祉施設等は、個人の尊厳の保持を旨とし、個々の入所児童等の身体状況や生活形態、経済状況等に応じた入所児童等本位のサービスを提供するなど、日々の暮らしや自立を支える役割を發揮しなければならない。

以上のことを踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令等並びに、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第51号）等（以下「法令等」という。）の規定に基づき、施設の設備及び運営に関する基準等を順守した上で、入所児童等本位のサービスが提供されているか、適正な施設運営が確保されているかなどに主眼を置いて、一般指導検査を実施する。

また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、児童福祉施設等の社会的役割に対する使命の確保維持及び入所児童等保護の観点から、速やかに特別指導検査を実施する。

### 2 一般指導検査の重点項目

#### (1) 運営関係

##### ア 入所児童等支援に必要な職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等が図られているか。

##### イ 安全対策の徹底

(ア) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(イ) 広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。

(ウ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、レジオネラ症、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られているか。

##### ウ 苦情対応の体制整備の徹底

(ア) 苦情対応の仕組みの入所児童等への周知、第三者委員の設置などがされているか。

(イ) 入所児童等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

エ 個人情報の適切な取扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に則った適正な取扱いが確保されているか。

(2) 支援関係

ア サービス提供の充実

(ア) サービスに係る計画に基づいてサービスが提供されているか。

(イ) 入所者等の個別の状況に応じたサービス提供の計画が策定されるとともに必要の都度見直されているか。

(ウ) サービスの提供内容は、自立支援につながるものとなっているか。

イ 入所者等の人権に配慮した処遇

(ア) 入所者等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応がないか。

(イ) 適切な虐待防止策が取られているか。

(ウ) 体罰等懲戒権が濫用されていないか。

ウ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がされているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明し得るものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合に行う特別指導検査においては、個別の事案に応じ、下記の点を重点的に検査する。

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 支援関係

入所児童等への支援は、個人の尊厳の保持を旨とし、入所児童等が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

#### 4 実施計画

(1) 対象施設等（児童福祉法に基づく施設等）

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として3人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「港区児童福祉施設等指導検査実施要綱」（令和3年3月31日付2港子字第4585号）第10条の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、原則として、年度当初に決定する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として4人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「港区児童福祉施設等指導検査実施要綱」（令和3年3月31日付2港  
子子第4585号）第12条の規定に基づき通知する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和4年4月1日時点で現存する施設とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の指導検査における指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において、問題がある施設

(エ) 毎年度、施設調査書を提出していない施設

(オ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設

(カ) 新規に開設した施設

(キ) 児童の社会的養護の観点から、毎年度指導検査が必要と判断される施設

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる施設（当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

5 関係団体等との連携

(1) 国及び他自治体

国及び措置権限を有する機関とともに、施設運営の適正化について、施設指導の立場から連携を図る。

(2) 運営指導所管等

庁内関係部署等と連携し、計画的に指導検査を進めるとともに、指導検査の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。

付 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。